資料2

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方に係る論点

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方に係る論点

◎　市町村合併をはじめとした基礎自治体についての現状認識

【論点】

○　市町村合併は十分進展したと考えられるか。

○　合併市町村においては、行財政基盤が強化され、基礎自治体としての役割を果たすための安定した体制の整備が進んだと考えられるか。

○　市町村合併の進捗状況には地域ごとに差異が見られることや小規模市町村が多数存在することについてどう考えるか。

○　合併市町村について、行政と住民との距離拡大や周辺地域の寂れといった指摘についてどう考えるか。

【考え方】

○　人口減少・少子高齢化の進行等の社会状況の変化に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成11年以来、政府を挙げて、市町村合併を積極的に推進してきた。その結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)が1,760（平成22年3月23日見込み）となり、市町村合併は相当程度進捗したものと考えられるのではないか。

○　市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画で定める10年程度の期間が必要である。また、三位一体改革、歳出・歳入一体改革が行われ、合併市町村の財政見通しにも一定の変化が生じている。こうした状況の下で、多くの合併市町村において、合併後3,4年の段階で、「地方分権の受け皿としての体制整備」、「人口減少・少子高齢社会への備え」、「広域的な行政需要への対応」、「効率的な行政運営の確保」といった成果が現れているところ。これらを踏まえれば、合併市町村においては、基礎自治体として必要となる行財政基盤の整備が進みつつあると考えられるのではないか。

○　長期間にわたり取り組んできたにもかかわらず、市町村合併の進捗状況には地域ごとにかなりの差異が見られ、なお、小規模市町村における行財政基盤強化の必要性、将来的に合併の必要性を認識している市町村の存在、大都市部の市町村の抱える課題への対応といった課題が残されているのではないか。

○　合併により市町村の規模が大きくなることによって、住民の声が届きにくくなる、周辺部が取り残されるのではないか、地域の伝統・文化が危うくなるのではないか等の懸念が示されている。こうした問題に対応するため、合併市町村においては、地域の実情を踏まえつつ、地域自治組織の活用や支所等の設置、住民の利便性の確保、コミュニティ振興や地域の伝統・文化の振興に向けた取組みを継続的に進めることが必要ではないか。

市町村合併の進展状況

平成11年3月31日
3232

▲1472

平成22年3月23日
1760

（H21.4.16官報告示ベース）

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.23
市　町　村　数	9,895	3,466	3,232	1,760
人口1万人未満	－	－	1,537	471
平均人口（人）	7,864	24,555	36,387	67,772
平均面積（㎢）	37.5	106.9	114.8	211.3

	合併件数（合併関係団体数）	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1～	581（1,991）	1,410
新法下	39（101）	62
計	620（2,092）	1,472

市町村数の減少率（H11.3.31→H22.3.23）

５０％以上	25県
４０％以上５０％未満	6府県
３０％以上４０％未満	8県
２０％以上３０％未満	3県
１０％以上２０％未満	3道県
１０％未満	2都府
０％	0

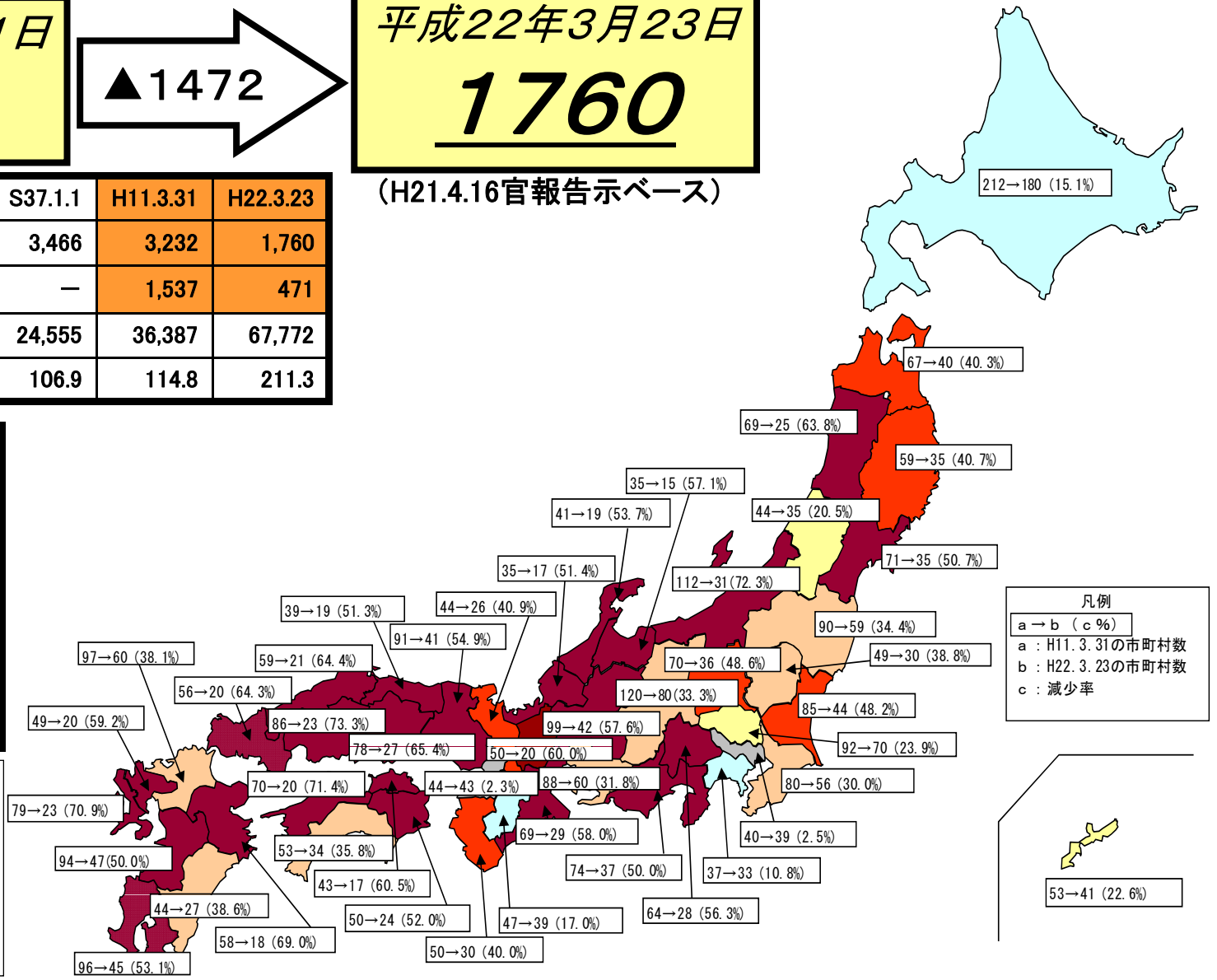

平成の合併の評価・検証・分析について

※　学識経験者と合併市町村・都道府県の合併担当職員をメンバーとする「市町村の合併に関する研究会」（座長：小西砂千夫関西学院大学教授）の報告書（平成20年6月）に基づく。
なお、合併後の市町村数については、最新時点に時点更新している。

○　平成の合併の進捗状況等

（1）平成の合併の進捗状況

・　市町村数は３，２３２（H11.3.31）から１，７６０（H22.3.23見込）まで減少

⇒ 平成の合併は相当程度の進展

・　合併の進捗率は、都道府県間で大きな差があり、大都市部の合併の進捗率が低い

【減少率高】 広島県（73．3%）・新潟県（72．3%）・愛媛県（71．4%） 等
【減少率低】 大阪府（2．3%）・東京都（2．5%）等

・　人口1万人未満の小規模市町村が４７１存在

北海道（114）・長野県（42）・福島県（28）等に偏在

（2）未合併市町村の要因（平成１９年８月６日時点の未合併市町村１，２５２団体を対象に調査　※複数回答可）

・　地理的要因が合併の阻害要因となるのは、一部の地域にとどまる（58団体　4．6%）

・　合併をせずに単独運営を選択したのは約３割（386団体　30．8%）

・　積極的な単独運営の選択ではなく、意見集約の不調のために未合併となった市町村は３割強（422団体　33．7%）

・　合併を望んだが、組合せの相手との関係で未合併となった市町村も多い

【合併を望んだが合併相手が否定的であった（330団体　26．4%）】
【合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった（230団体　18．4%）】

（3）合併協議の過程における住民参加の進展（平成１１年４月１日～平成１８年３月３１日）

・　合併に係る住民発議（３８５件）、条例に基づく住民投票（３５２件）等

○　合併の目的に照らした合併市町村の状況

・　**地方分権の受け皿としての体制整備**
　→　本庁の機能を強化し、組織の専門化や専門職員の配置等により組織機構を充実

・　**人口減少・高齢化社会への備え**
　→　専門的なサービスの実施、合併前に市町村で行われていたサービスの全域への拡大などにより、住民サービスを拡充
　　（一方で、合併を契機に行財政改革の観点から住民サービスの見直しを実施）

・　**広域的な行政需要への対応**
　→　行政運営の単位を日常生活圏に近づけることにより、日常生活圏の広がりに応じたまちづくりが可能に

・　**効率的な行政運営の確保、財政基盤の強化**
　→　職員総数と人件費の削減、公共施設の重複整備の解消

○　住民からみた市町村合併

（合併市町村・都道府県・報道機関が実施した住民に対するアンケート・自治会等への聴き取り調査の結果）

・　**合併全般に関する評価**
　→　合併して良かったか悪かったかについては、「わからない」「どちらとも言えない」という回答が多い

・　**個別サービスの変化に関する評価**
　→　「合併後も変わらない」という回答が多いが、それ以外では「(やや)悪くなった」が「(やや)良くなった」を上回っている

○　市町村合併に伴い指摘される問題点と対応

・　**行政と住民の距離が遠くなるのではないか、周辺地域が寂れるのではないか**

・　**半数近くが総合支所方式、約３分の１が分庁方式を採用、支所長に一定の権限・予算枠を付与する例も**
・　**ＩＣＴの活用やサービス窓口の維持・拡充により、広域的なまちづくりと住民利便性とを両立**
・　**コミュニティ振興や地域振興に向けた取組**

合併のための特例法

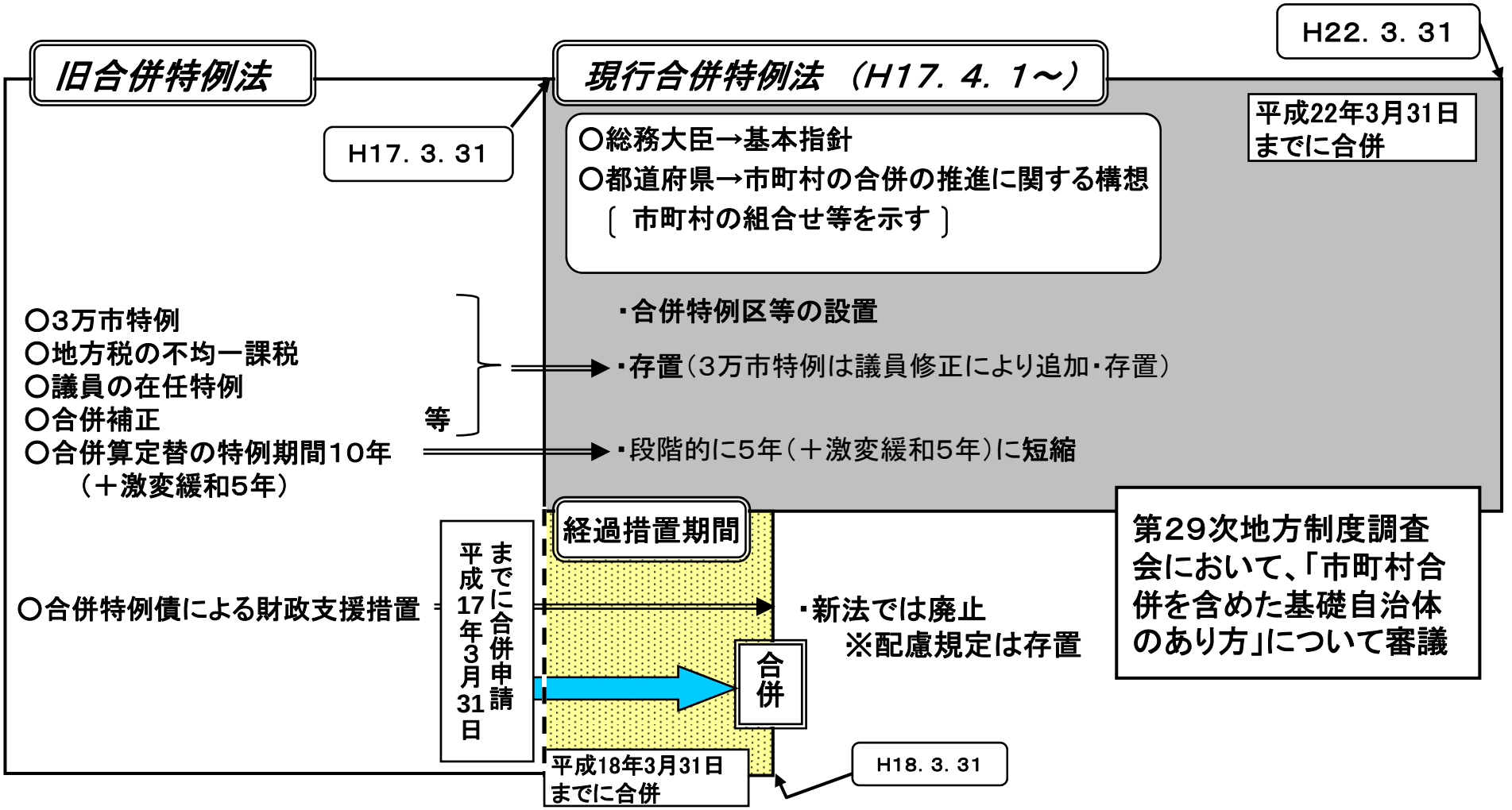

○市町村合併は相当程度進展

○進捗状況は地域ごとに差異
○人口1万人未満の市町村も471存在

→ 合併市町村に対する着実な支援

→ 合併新法に基づく更なる市町村合併の推進

◎　これからの基礎自治体のあり方

○　あるべき基礎自治体像

【論点】

○　人口減少、少子高齢化といった社会状況の変化の中で、今後、基礎自治体はどのような役割を果たしていくべきか。

【考え方】

○　第27次地方制度調査会答申(平成15年11月13日)においては、「今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」とされている。
　市町村合併が進捗する中で、市町村への権限移譲が進展し、また、法令により市町村の新たな事務が位置付けられており、市町村の役割は一層重要なものとなっていることを踏まえると、上記の答申で示されたあるべき基礎自治体の姿は、今後も妥当するのではないか。

○　基礎自治体は多様であり、基礎自治体の果たすべき役割も、人口規模等に応じて、より柔軟なものとしても良いのではないか。

○　どのような事務であっても市町村に任せようとすることは、国と地方の役割分担の観点から考え直す必要があるのではないか。

○　地方分権改革推進委員会において、各行政分野における国と地方の役割分担の見直しや法令による自治事務の義務付けの見直しについて勧告がなされており、その着実な実施が基礎自治体の自主性の確保や国と地方の適切な役割分担の観点から重要ではないか。

地方制度調査会における議論

第27次地方制度調査会答申（抄）（15.11.13）

○　市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。

○　今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

○　今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。

（参考）地方自治法の規定

第１条の２　地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第２条　（略）
２　普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
３　市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

地方分権改革推進委員会における議論

地方分権改革推進委員会 基本的考え方（抄）（19.05.30）

○　「平成の大合併」により、基礎自治体の体制整備が進んできた今こそ、これまでの成果によって築かれた「ベースキャンプ」を発ち、中央政府と対等・協力の関係にある地方政府の確立を目指す次なる分権改革へと大胆な歩みを刻むべき時機である。これは、自治行政権のみならず自治財政権、自治立法権を有する完全自治体を目指す取組である。その際、特に基礎自治体について更なる体制の充実強化が必要である。

○　国は、国が本来やるべき仕事のみに専念して、国民・住民に最も身近なところで、行政の在り方を国民・住民がすべて自らの責任で決定・制御できる仕組みを構築しなければならない。このためにも、住民に身近な基礎自治体について更なる体制の充実強化が必要である。

地方分権改革推進委員会における議論

地方分権改革推進委員会「第１次勧告」（抄）（20.5.28）

基礎自治体への権限移譲の考え方

○　分権型社会においては、基礎自治体が中心的な役割を担うべきものである。また、「平成の大合併」と言われる市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいる。

○　平成12年施行の地方分権一括法によって、地方自治法に、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度が創設され、これにより移譲されている事務は相当数に及んでいる。これは正に、現行法令における都道府県と市町村の役割分担が想定している移譲に、基礎自治体の事務処理能力が向上していることを示している。

○　基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせるという基本原則の下で、改めて都道府県と市町村の事務配分について行政分野横断的な見直しを行う必要がある。

○　個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、一部の基礎自治体において体制整備を進めたとしてもなお自ら担うことが難しい場合、複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断される場合があることが想定される。こうした事情を危惧して現行の事務配分を維持せざるを得ないと考えるべきではなく、むしろ、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、新たな事務配分を構築すべきである。

◎　これからの基礎自治体のあり方

○　今後における市町村合併のあり方

【論点】

○　今後の市町村の行財政基盤の強化についてどう考えるか。

○　合併後の地域の振興をどのように図っていくか。

○　平成１１年からの合併推進運動についてどう考えるか。

【考え方】

○　今後の少子高齢化の進展や厳しい財政状況を踏まえ、基礎自治体としての重要な役割や市町村が抱える課題に対応するためには、今後とも、市町村の行財政基盤を強化する必要があるのではないか。

○　合併市町村の一体的な振興や周辺地域、限界集落の対応については、自治制度と振興施策の両面からの取り組みが必要ではないか。

○　合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末時点で、10年以上の期間を経過することになる。このような状況において、地方分権の進展、人口減少、少子高齢化の進行等の行政課題に落ち着いて取り組むことができずにいる市町村もあるのではないか。

○　現在もなお未合併のままの市町村について、これまでと同様の手法により合併を促すことには限界があるのではないか。

○　平成１１年から行ってきた合併推進運動は、現行合併特例法期限の平成２２年３月末までで一区切りにすべきではないか。

地方制度調査会における議論

第25次地方制度調査会答申（抄）（10.4.24）

近年、次のような情勢を踏まえ、市町村の合併を求める声が高まっている。

第一に、地方分権の推進がいよいよ実行の段階に至り、この成果を十分に活かすためにも、自己決定・自己責任の原則の下、住民に身近なサービスの提供は地域の責任ある選択により決定されるべく、個々の市町村が自立することが求められている。

第二に、本格的な少子高齢社会が到来し、市町村が提供するサービスの内容が高度かつ多様となるとともにその水準を確保することが期待されている。

第三に、極めて厳しい財政状況の中で、今後の社会経済情勢の変化に適切かつ弾力的に対応するため、財政構造の改革とともに、効率的、効果的な行政の展開が求められている。

こうした要請に応えるためには、市町村が行財政基盤の強化、人材育成・確保等の体制整備、行政の効率化を図ることが重要であり、市町村の合併により対応することは有効な方策である。当調査会としては、自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要であると考える。

行政改革大綱

行政改革大綱（抄）（12.12.1閣議決定）

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中にあって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

地方分権改革推進委員会における議論

地方分権推進委員会第２次勧告（抄）（9.7.8）

地方分権の推進に伴い、住民に身近な行政サービスが住民に身近な行政主体によって行われることになり、地域住民のニーズが迅速、的確に行政に反映されることが期待される。そのためには、国において、地方分権推進の趣旨に即した改革方策を講ずることはもとより、地方公共団体自らが、行財政能力の一層の向上と行政体制の積極的な整備・確立を図ることが求められる。

地方分権の推進に応じた地方公共団体の整備・確立及び行政運営の改善・充実を強く求めるこのような国民世論にかんがみれば、地方公共団体の長、議員及び地域住民は、地方分権の推進が地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を伴うものであることを自覚しつつ、地方公共団体の行政体制の整備・確立に積極的に取り組む責務を有するというべきである。

折りしも、国・地方を通じた財政再建が急務となっている現状において、国民負担の増大を極力抑えつつ、高齢・少子化、高度情報化等の社会経済情勢の変化に適切に対応し、多様化・高度化する住民ニーズに機動的、弾力的に応えていくためには、簡素で効率的な地方行政体制を実現することが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、地方公共団体においては、地域における総合的、効率的、個性的な行政を展開するにふさわしい行政体制の整備・確立を図るため、行財政改革を積極的に推進する必要がある。特に、地方分権の主たる受け手であるべき市町村にあっては、このような行財政改革への取組みと併せ、自主的合併や広域行政を強力に推進し、その行財政能力の充実強化を図るべきである。

◎　これからの基礎自治体のあり方

○　事務処理方策に関する基本的考え方

【論点】

○　個々の基礎自治体を取り巻く状況はどのようなものか。

○　今後、基礎自治体は、どのような事務処理の方策により行財政基盤を整備し、求められる役割を果たしていくのか。

【考え方】

○　市町村合併の進捗には、地域ごとに差異があり、ほとんどの市町村の行財政基盤が充実した地域がある一方で、未だに多くの小規模市町村が残っている地域も見られる。地域ごとに市町村の置かれている状況には大きな違いが生じているのではないか。

○　今後の基礎自治体のあり方を考えるに当たっては、市町村の多様性を前提にして、それぞれの市町村が自らの置かれた現状や今後の動向を踏まえた上で、適切に課題に対処できるよう柔軟で多様な選択肢を用意する必要があるのではないか。

○　それぞれの市町村が、市町村合併や広域連携を始めとする様々な仕組みを自ら選択してその行財政基盤の強化を図っていくべきではないか。

◎　今後の対応方策

○　市町村合併に関する方策

【論点】

○　現行の合併特例法の期限後の自主的な市町村合併に対する支援措置についてどう考えるか。

【考え方】

○　現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村について、合併の障害を除去するための措置や住民の意見を反映させるための措置等を定めた合併に係る特例法が必要ではないか。基本的には、平成11年改正前の合併特例法における特例措置のほか、地域審議会、合併特例の地域自治区及び合併特例区等をはじめとした内容とすることが考えられるのではないか。

合併特例の概要

<table>
<tr><th>平成11年以前</th><th>平成11年以降
～現行合併特例法以前</th><th>現行合併特例法
（H17.4.1～H22.3.31）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">・住民発議

・議会特例（定数・在任）

・地方税の不均一課税

・交付税の合併補正

・交付税の合併算定替
（合併後5年間＋激変緩和5年間）

・都道府県議会の議員の
選挙区に関する特例</td><td>・交付税の合併算定替期間を10年へ延長
（合併後10年間＋激変緩和5年間）

※合併新法では段階的に廃止（最終的
に合併後5年間＋激変緩和5年間）

・合併特例債
※合併新法では合併推進債（地財措置）
・合併補助金（予算措置）
※合併旧法下の合併団体のみ</td><td rowspan="2">・都道府県による構想の作成、都道府県知事による合併協議会設置の勧告等</td></tr>
<tr><td>・住民投票</td></tr>
<tr><td>・政府の市町村合併支援本部
（閣議決定）</td><td rowspan="3">・地域自治区

・合併特例区

※合併旧法下の合併団体につ
いても設置可能</td></tr>
<tr><td>・3万市特例（議員立法）</td></tr>
<tr><td>・地域審議会</td></tr>
</table>

（注）合併特例措置の概要を、創設された時期別に整理したものである。

〔参考〕合併特例の設置の経緯と概要（１）

	項目	概要
平成11年改正前	住民発議 【平成11年改正あり】	●有権者の50分の１以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。 ●この請求のあった市町村長は、直ちに、合併の相手方となる市町村の長に対し意見を求めなければならず、すべての回答が合併協議会設置について議会に付議する旨のものであった場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置について議会に付議しなければならない。 （以下は平成11年改正による） ●全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置について議会に付議しなければならない。
	議会特例（定数・在任）	１．新設合併の場合 ●定数特例を活用する場合（設置選挙を実施） 設置選挙による議員の任期に限り合併市町村の議員定数の2倍まで定数増が可能 ●在任特例を活用する場合 最長で合併後2年以内の在任が可能 ２．編入合併の場合 ●定数特例を活用する場合（増員選挙を実施） 増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能 定数増：（編入先の旧定数）×（被編入の旧人口）／（編入先の旧人口） 増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間 ●在任特例を活用する場合 編入先の議員の任期まで在任が可能 さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
	地方税の不均一課税 【平成14年改正あり】	●合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税をすることができる。 （以下は平成14年改正による） ●不均一課税をすることができる期間を5年度に延長するとともに、同期間内において課税免除をすることができる。 ●合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間は行わないものとする。 ●合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、合併後五年間は、宅地並課税の適用を受けない市街化区域農地とみなす。
	交付税の合併補正	●市町村の合併に伴い、臨時に増加する行政に要する経費について、地方交付税法に定める基準財政需要額の数値を補正して措置する。
	交付税の合併算定替 （合併後5年間＋激変緩和）	●合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。
	都道府県議会の議員の選挙区に関する特例	●市町村の合併により、郡市の区域が変更する場合において、都道府県がその条例によって一定期間は従前の選挙区によることができ、または合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

〔参考〕合併特例の設置の経緯と概要（２）

	項目	概要
平成11年改正	交付税の合併算定替期間の延長 （合併後10年間＋激変緩和5年間） ※合併新法では段階的に廃止 （最終的に合併後5年間＋激変緩和5年間）	●合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。 （以下は合併新法による） 平成17・18年度に合併した場合は9年 平成19・20年度に合併した場合は7年 平成21年度に合併した場合は5年
	合併特例債 ※合併新法では合併推進債（地財措置）	●合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費及び一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債（合併特例債）をもってその財源とすることができる。 ●その元利償還金の一部について、普通交付税措置を行う。
	地域審議会	●旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる地域審議会を設置することができる。
平成12年改正	3万市特例（議員立法）	●合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。 ●市の全域を含む区域をもって行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件を備えていない場合でも備えているものとみなす。
平成14年改正	住民投票	●住民発議により合併協議会設置について議会に付議されたものの、議会の審議において否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

〔参考〕合併特例の設置の経緯と概要（３）

	項目	概要
平成16年改正	地域自治区	●市町村内の区域を単位として、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるための地域自治区を設置することができる（地方自治法）。 （以下は合併に係る特例） ●合併市町村の全域に限らず、一部の地域に設置することができる（合併後の一定期間）。 ●特別職である区長を置くことができる。 ●住居表示に合併に係る地域自治区の名称を冠することができる。
	合併特例区	●合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として、その地域の住民の意見を反映しつつ、合併関係市町村の協議による規約で定められた事務を自らの事務として処理することができる合併特例区を設置することができる。 ●独立した法人格を有する特別地方公共団体である。 ●合併市町村の全域に限らず、一部の地域に設置することができる。 ●特別職である区長を置く。 ●住居表示に合併特例区の名称を冠することができる。
合併新法	都道府県の構想、都道府県知事による合併協議会設置の勧告等	●都道府県は、総務大臣の定める基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、構想対象市町村の組合せ等を内容とする当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を定めるものとする。 ●都道府県知事が構想対象市町村に対し、構想に基づき合併協議会を設置すべきことを勧告したときは、勧告を受けた構想対象市町村の長は、合併協議会設置について議会に付議しなければならない。
その他	合併補助金（予算措置） ※合併旧法下の合併団体のみ	●合併旧法に基づき合併した市町村が実施する市町村建設計画に基づく事業に対し、建設計画の期間（概ね10年間）内に、合併関係市町村の人口に応じた額を補助する。
	市町村合併支援本部（閣議決定）	●市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、内閣に市町村合併支援本部を設置。支援本部の下、市町村合併の強力な推進に向け、市町村合併支援プランを策定。 （本部の構成員は、次のとおり） 本部長：総務大臣 副本部長：内閣官房副長官（政務）、総務副大臣 本部員：他のすべての副大臣

◎　今後の対応方策

○　広域連携の積極的な活用を促すための方策

【論点】

○　これまでの広域連携の課題はどのようなものか。

○　地域の実情に対応して、多様な共同処理の活用が図られるために、どのような仕組みの改善が必要か。

【考え方】

○　一部事務組合や広域連合は、執行機関と議会を有し、施設や組織の安定的な管理・運営に資する仕組みである一方で、機動的な意思決定が課題となっているのではないか。

○　事務の委託について、事務権限が委託元から受託先に完全に移動するため、事務の出し手となる地方公共団体は制度の活用に躊躇があるのではないか。

○　機関等の共同設置は、法人の設立を要しない簡便な仕組みであるが、地方公共団体のニーズを踏まえて、より使いやすい仕組みにできるのではないか。

○　一部事務組合や広域連合のこれまでの取組実績等を踏まえつつ、関係市町村の自主的な協議によって、事務処理の再点検や運用面の見直しを行う必要があるのではないか。

○　市町村合併の進捗による関係市町村の減少などの地域の実態等を踏まえて、法人の設立を要しない簡便な方式に変更するなど、関係市町村において、より効率的な処理方式を選択する必要があるのではないか。

○　事務権限が他の団体に移動する事務の委託について、事務の出し手の地方公共団体から、事務処理の状況を把握し、意見を提出できるようにする仕組みを導入することが適当ではないか。

○　事務権限の移動という問題を生じない簡便な共同処理方式である機関等の共同設置について、一層の活用を図るため、地方公共団体のニーズを踏まえた制度改正を行うことが適当ではないか。

現行の事務の共同処理の仕組みと運用（概要）

	共同処理制度	制度の概要	運用状況（H20.7.1現在）
簡便な仕組み（法人の設立を要しない）	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数：284件 ○主な事務：広域行政圏計画の策定等122件（43.0%）、小中学校の運営など教育関係87件（30．6%）、環境衛生20件（7．0%）
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数：407件 ○主な事務：介護保険認定審査142件（34.9%）、公平委員会116件（28.5%）、障害区分認定審査108件（26.5%）
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数：5，109件 ○主な事務：公平委員会1,169件（22.9%）、住民票等の交付936件（18.3%）、競艇838件（16.4%）
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数：1，664件 ○主な事務：ごみ処理422件（25．4%）、し尿処理386件（23．2%）、消防297件（17．8%）、救急295件（17．7%）、火葬場233件（14．0%）
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数：111件 ○主な事務：後期高齢者医療49件（44．1%）、介護保険47件（42．3%）、広域行政圏計画の策定等30件（27．0%）、障害者福祉28件（25．2%）
	地方開発事業団	地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。共同処理する事務は、公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。	○設置件数：1件
	全部事務組合 役場事務組合	全部事務組合：町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 役場事務組合：町村が、執行機関に係る事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○昭和35年以降活用例なし

（注） 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

協議会の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第252条の2～第252条の6

② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。

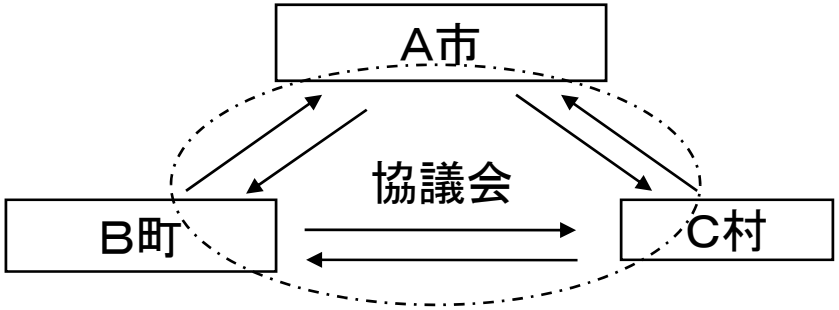

③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

④ 制度活用実績

（平成20年7月1日現在）

	地域開発計画	教育	環境衛生	その他	合計
協議会数	122	87	20	102	331

機関等の共同設置の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。

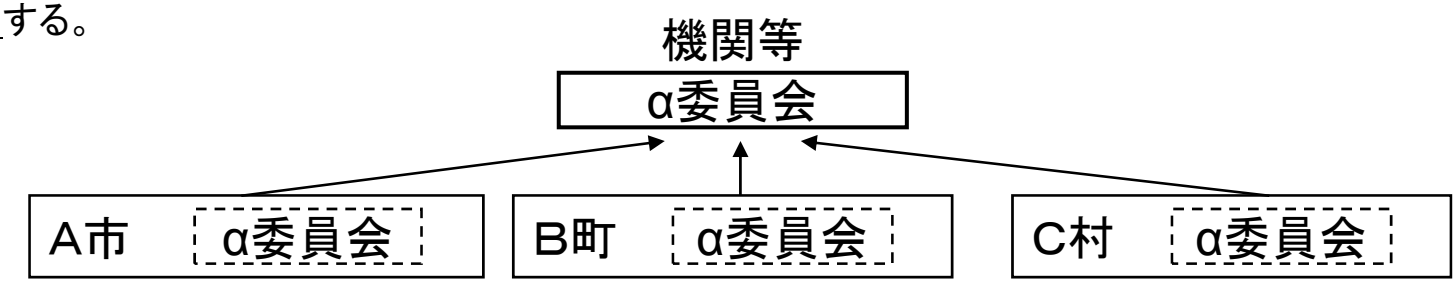

③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

（平成20年7月1日現在）

	厚生福祉	教育	環境衛生	その他	合計
設置件数	262	18	3	130	413

事務の委託の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。
普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。
事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。

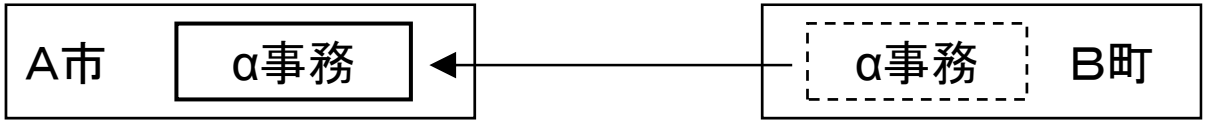

③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

（平成20年7月1日現在）

	環境衛生	消防・防災	厚生福祉	その他	合計
委託件数	539	357	245	3,968	5,109

一部事務組合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

④ 設置数

1，664（構成団体：延べ10，861団体） ※H20.7.1現在

② 制度の概要

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

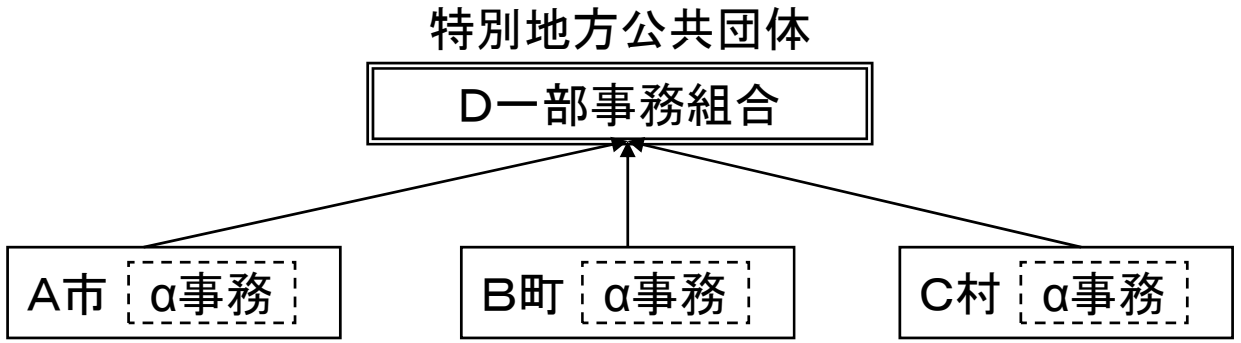

③ 財源

① 負担金 ② 手数料 ③ その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第291条の2～第291の13

④ 設置数

111（構成団体：延べ2,323団体） ※H20.7.1現在

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

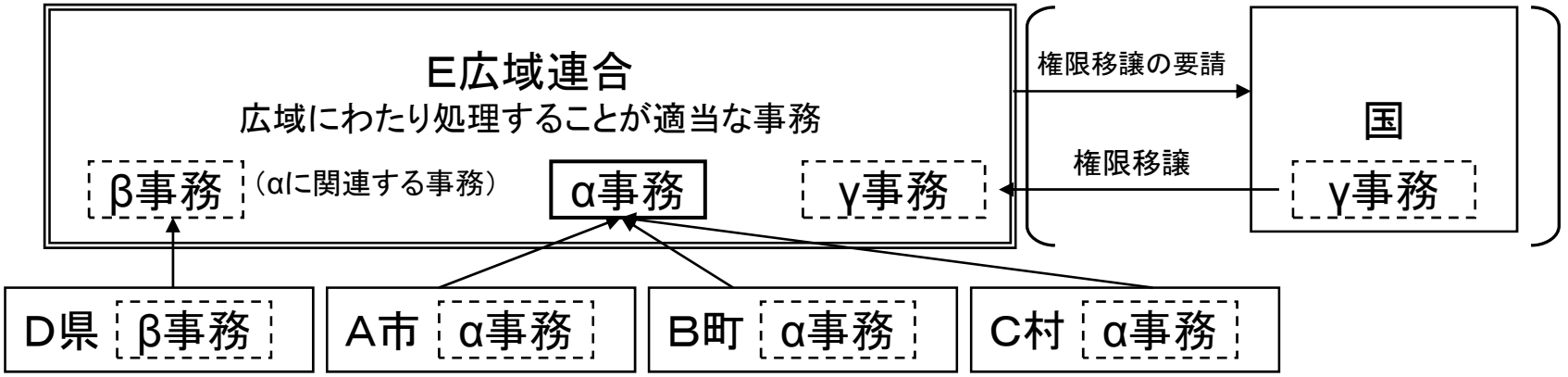

③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

機関等の共同設置の活用促進のための方策（案）

1．新しい方策のイメージ

現在、共同設置の対象として規定されている機関及び職員（公平委員会、介護認定審査会など）の共同設置に加えて、関係地方公共団体間の協議により、内部組織（地方公共団体の部課など）、事務局や行政機関（保健所など）を共同設置することができるようにするもの。

内部組織、事務局や行政機関を共同で設置することにより、より効率的な行政運営と経費の節減が可能となるのではないか。

2．活用例

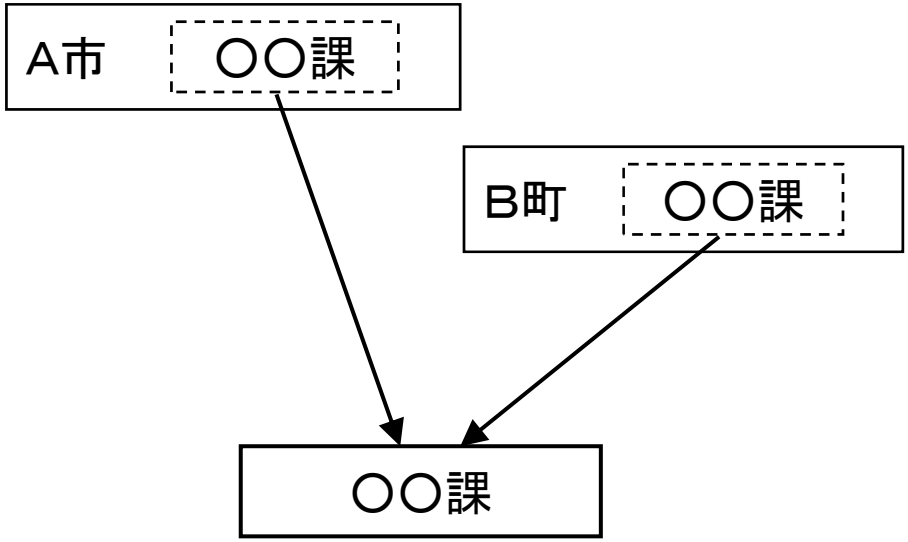

内部組織の共同設置

都道府県の保健所の管轄区域が以下のように飛び地となっている場合

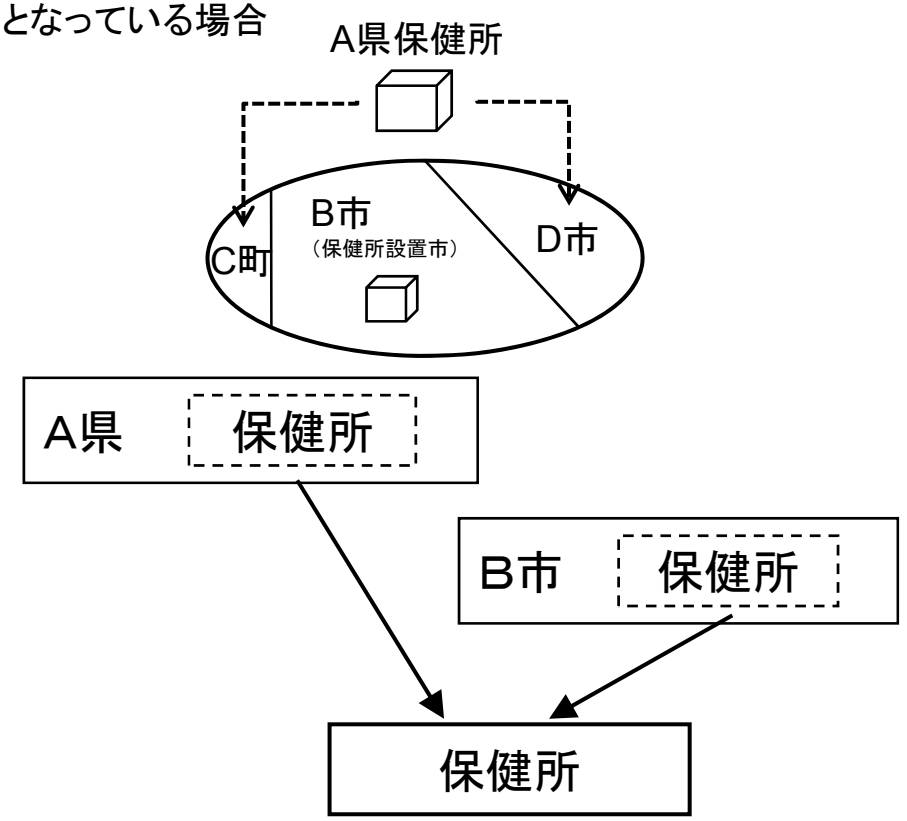

行政機関の共同設置

◎　今後の対応方策

○　小規模市町村における事務執行の確保のための方策

【論点】

○　小規模市町村における事務処理体制はどのような状況か。

○　小規模市町村は、今後、どのような方法により、基礎自治体として求められる役割を果たしていくのか。

【考え方】

○　地方分権の進展、人口減少、少子高齢化の進行などの社会状況の変化の中で、小規模市町村に対して住民が期待する行政サービスの役割は大きいものがあるのではないか。

○　基礎自治体に求められる高い水準の行政サービスを提供するためには、一定の専門職員が配置されている必要があるのではないか。

○　小規模市町村では、特に福祉・保健分野における専門性の高い事務を担う専門職員を配置した事務執行体制の整備が課題となっているのではないか。

○　単独での事務執行に困難があるのであれば、周辺市町村又は都道府県と連携することにより、基礎自治体としての役割を果たしていくことができるのではないか。

○　離島や都市と連たんしない小規模市町村など市町村間の効率的な共同処理が困難な地域における事務処理の方策が必要ではないか。

○　現在、市町村に義務付けられている一定の事務の義務付けを見直す仕組みを検討する必要があるのではないか。

○　都道府県の本来的な役割としての市町村の補完事務を適切に果たすべきではないか。

○　自治制度はそれぞれの地域の実情に対応できるよう多様なものであるべきであり、市町村合併や広域連携に加えて、小規模市町村の置かれた状況に適合し、当該市町村の判断によって活用し得る事務の執行を確保するための特別の仕組みが求められるのではないか。

市町村の人口段階別構成の状況

・人口１万人未満の市町村は４７１団体（全団体の２６．８％）。
・５千人未満では２２３団体、１千人未満では２０団体。

① 市町村計

区分		1千人未満	1千人以上5千人未満	5千人以上1万人未満	1万人以上2万人未満	2万人以上3万人未満	3万人以上4万人未満	4万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上50万人未満	50万人以上100万人未満	100万人以上	合計
団体数		(1.1)	(11.5)	(14.1)	(17.3)	(10.1)	(8.9)	(6.1)	(15.8)	(8.6)	(2.3)	(2.6)	(0.9)	(0.6)	(100.0)
		20	203	248	305	178	157	107	278	151	41	45	16	11	1,760
	累計	(1.1)	(12.7)	(26.8)	(44.1)	(54.2)	(63.1)	(69.2)	(85.0)	(93.6)	(95.9)	(98.5)	(99.4)	(100.0)	
		20	223	471	776	954	1,111	1,218	1,496	1,647	1,688	1,733	1,749	1,760	

（注）１ 平成22年３月23日現在の市町村数を平成17年国勢調査の人口により集計。
２ 各欄の（ ）書は構成比（各区分毎に計算<単位未満四捨五入>しているため、合計が一致しない場合がある。）

② 市

区分		1千人未満	1千人以上5千人未満	5千人以上1万人未満	1万人以上2万人未満	2万人以上3万人未満	3万人以上4万人未満	4万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上50万人未満	50万人以上100万人未満	100万人以上	合計
団体数		(0.0)	(0.0)	(0.1)	(1.1)	(5.5)	(13.2)	(11.2)	(35.1)	(19.3)	(5.2)	(5.7)	(2.0)	(1.4)	(100.0)
		0	0	1	9	43	103	88	275	151	41	45	16	11	783
	累計	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(1.3)	(6.8)	(19.9)	(31.2)	(66.3)	(85.6)	(90.8)	(96.6)	(98.6)	(100.0)	
		0	0	1	10	53	156	244	519	670	711	756	772	783	

③ 町村

区分		1千人未満	1千人以上5千人未満	5千人以上1万人未満	1万人以上2万人未満	2万人以上3万人未満	3万人以上4万人未満	4万人以上5万人未満	5万人以上	合計
団体数		(2.0)	(20.8)	(25.3)	(30.3)	(13.8)	(5.5)	(1.9)	(0.3)	(100.0)
		20	203	247	296	135	54	19	3	977
	累計	(2.0)	(22.8)	(48.1)	(78.4)	(92.2)	(97.7)	(99.7)	(100.0)	
		20	223	470	766	901	955	974	977	

（注）

１万人未満の市

歌志内市（北海道）	5,221

５万人以上の町村

三好町（愛知県）	56,252
滝沢村（岩手県）	53,560
府中町（広島県）	50,732

人口1万人未満の小規模市町村の推移（推計）

人口１万人未満の小規模市町村の割合は次第に増加。
（平成22年 26.8% → 平成47年 34.6%）

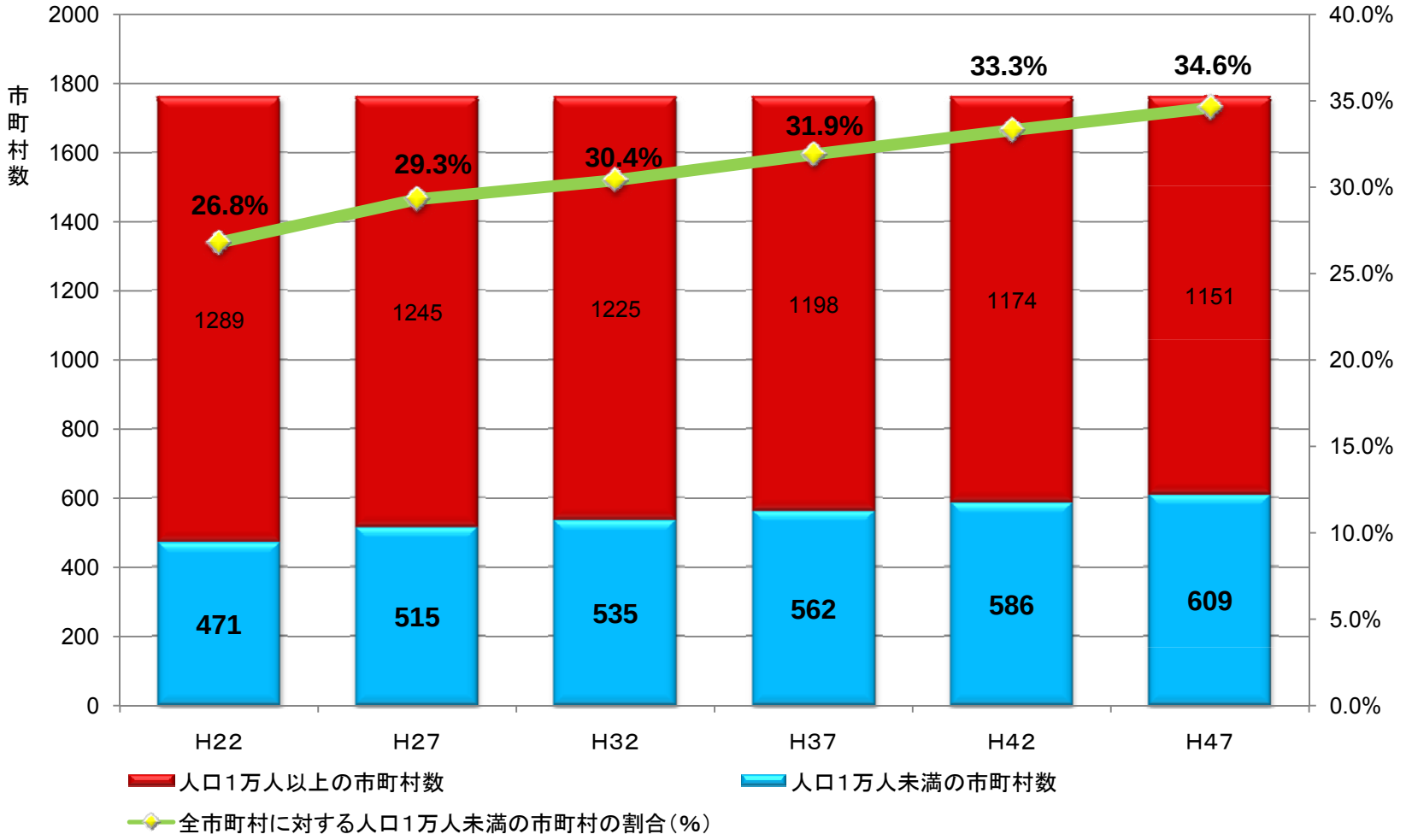

※ 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成20年12月推計）に基づく。
※ 市町村数は1，760（平成22年3月23日現在）とし、一定と仮定。
※ H22の１万人未満の市町村数は、H17国勢調査人口による。

小規模団体の割合の多い都道府県の動向（推計）

・人口１万人未満の市町村の割合が6割を超える都道府県は、１団体から３団体へ増加。全国では34.6%に。増加率が42.9%となる団体も。
・人口５千人未満の市町村の割合が3割を超える都道府県は、３団体から９団体へ増加。５割を超える都道府県も2団体見込まれ、倍増の団体も。

人口1万人未満

都道府県名	市町村数	平成22年		→	平成47年		
		該当数	割合		該当数	割合	増加率
北海道	180	114	63.3%	→	133	73.9%	16.7%
高知県	34	19	55.9%	→	22	64.7%	15.7%
長野県	80	42	52.5%	→	50	62.5%	19.0%
福島県	59	28	47.5%	→	31	52.5%	10.5%
沖縄県	41	19	46.3%	→	18	43.9%	−5.2%
奈良県	39	18	46.2%	→	18	46.2%	0.0%
島根県	21	8	38.1%	→	9	42.9%	12.6%
鳥取県	19	7	36.8%	→	10	52.6%	42.9%
和歌山県	30	11	36.7%	→	14	46.7%	27.2%
鹿児島県	45	16	35.6%	→	20	44.4%	24.7%
全国計	1,760	471	26.8%	→	609	34.6%	29.1%

人口5千人未満

都道府県名	市町村数	平成22年		→	平成47年		
		該当数	割合		該当数	割合	増加率
高知県	34	12	35.3%	→	18	52.9%	50.0%
北海道	180	62	34.4%	→	103	57.2%	66.1%
沖縄県	41	13	31.7%	→	15	36.6%	15.4%
長野県	80	23	28.8%	→	32	40.0%	39.1%
奈良県	39	11	28.2%	→	14	35.9%	27.3%
山梨県	28	7	25.0%	→	8	28.6%	14.3%
鳥取県	19	4	21.1%	→	7	36.8%	75.0%
島根県	21	4	19.0%	→	8	38.1%	100.0%
福島県	59	11	18.6%	→	21	35.6%	90.9%
秋田県	25	4	16.0%		8	32.0%	100.0%
全国計	1,760	223	12.7%	→	362	20.6%	62.3%

※平成17年国勢調査人口について、平成22年3月23日現在の市町村数で集計
※「日本の市区町村別将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所　平成20年12月より作成

市町村規模別の財政状況

人口規模が3万～5万人規模で約40万円であるのに対して、
4千～5千人はその約2倍、1千～2千人では3.5倍となる。

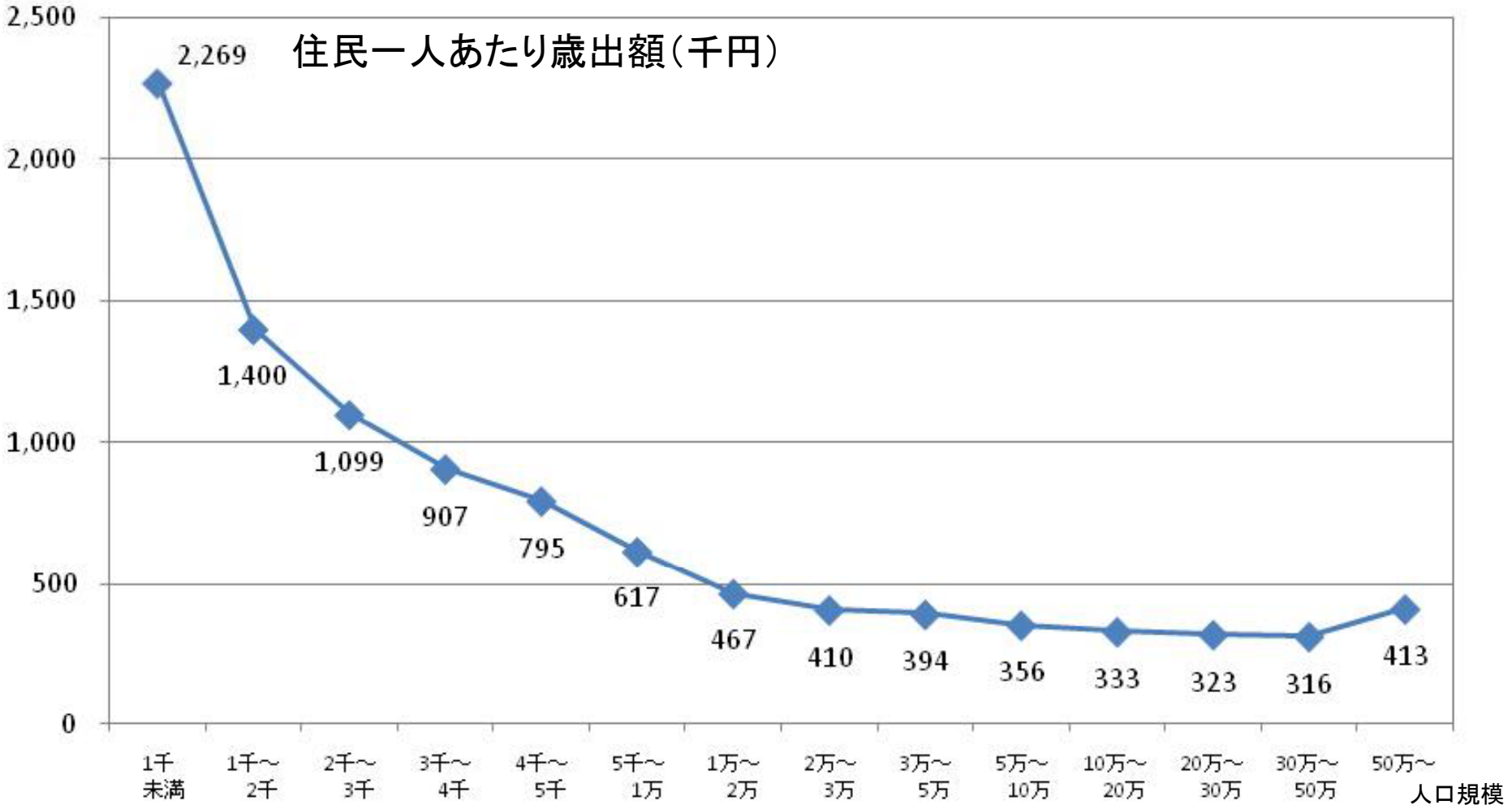

（市町村別決算状況：平成18年度 より作成）

市町村規模別職員数の状況

人口規模別に、市町村の職員数を比べると（人口1万人当たりに換算）、人口規模によって大きな差がある。

部門	人口区分												
	1千未満	1千～2千	2千～3千	3千～4千	4千～5千	5千～1万	1万～2万	2万～3万	3万～5万	5万～10万	10万～20万	20万～30万	30万～50万
一般行政計	359.6	236.9	188.5	147.4	131.9	106.8	79.9	70.5	65.1	57.7	50.5	47.3	45.0
議会	8.9	7.5	6.1	4.4	3.4	2.7	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.5	0.4
総務	120.1	75.4	60.8	47.6	40.3	31.7	23.3	20.0	18.7	16.0	13.1	11.8	10.1
税務	21.8	14.2	11.9	9.9	9.2	8.7	7.0	6.0	5.4	4.6	4.2	3.6	3.3
民政	62.1	48.6	43.2	30.5	33.0	27.1	21.9	19.7	18.3	17.0	14.7	12.9	12.9
衛生	42.3	24.4	18.1	16.2	13.3	10.9	8.0	7.7	6.8	6.7	6.6	7.8	8.9
労働	2.7	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
農林水産	47.8	33.5	21.4	20.1	16.2	13.0	8.0	6.4	5.4	3.7	2.4	1.8	1.3
商工	18.4	9.1	8.8	5.7	4.6	3.2	2.6	2.2	2.0	1.6	1.2	1.1	0.8
土木	35.5	24.1	18.1	12.8	11.8	9.4	7.3	7.0	7.2	7.1	7.5	7.6	7.0

※ 定員管理調査(平成20年4月1日現在)の結果を平成20年11月1日現在の市町村（政令市除く）別に集計し、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口により分類。

※「一般行政計」には、勤務時間が一般職と同様の非常勤職員、再任用職員、任期付職員を含み、教育、警察、消防、公営企業等会計に関する部門の職員は含まない。

人口規模別の専門職員の配置状況

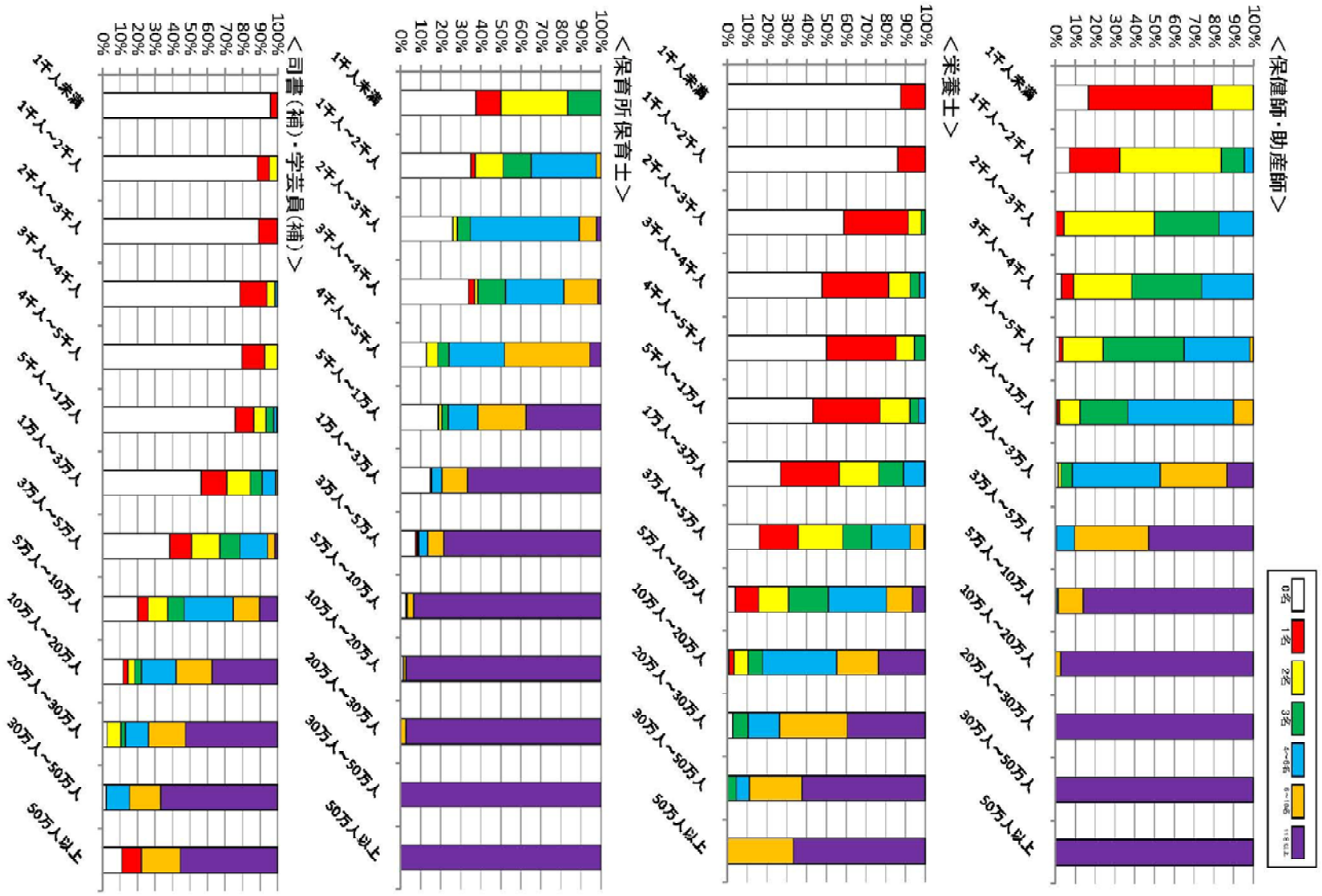

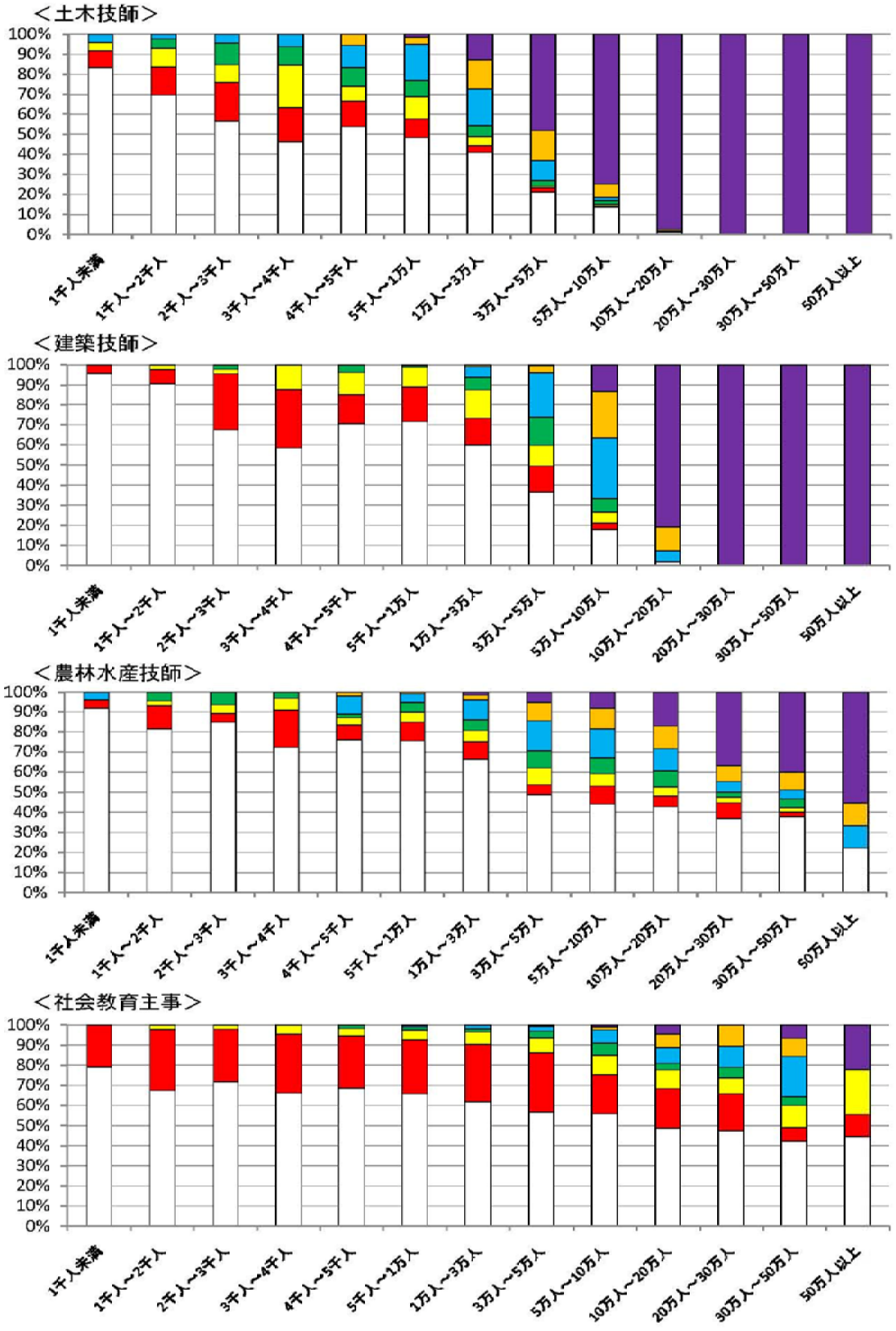

平成20年度 地方公共団体定員管理調査より作成（H20.4.1現在）
H20.11.1現在の市町村（政令市・特別区除き）をﾍﾞｰｽにH20.3.31の住基人口により区分

小規模市町村の類型別分類

人口1万人未満の市町村数：471

類型	数	例
都市の周辺に点在するもの	236	訓子府町〔北見市〕（北海道） 長柄町〔茂原市〕（千葉県） 青木村〔上田市〕（長野県） 田尻町〔泉佐野市〕（大阪府） 久米南町〔岡山市〕（岡山県） 松野町〔宇和島市〕（愛媛県） ※〔　〕内は、隣接する都市
各圏域の周辺部に連なっているもの（各都道府県内において、都市とは連たんしない一群をなしているもの）	186	北海道北部・東部地域、 山形県中部地域、福島県西部地域、 長野県南部地域、奈良県南部地域、 高知県中部地域、宮崎県北西部地域
離島など地理的に他の地域と隔たりのあるもの	49	八丈町（東京都）、青ヶ島村（東京都）、 喜界町（鹿児島県）、十島村（鹿児島県）、 与那国町（沖縄県）、多良間村（沖縄県）

（注） 今次の地方制度調査会第20回専門小委員会（平成21年1月30日）に提出した「類型別の市町村の現状と課題について」における小規模市町村の類型をベースに、人口1万人未満の市町村を機械的に分類した結果である。

全国　平成22年3月23日現在
（平成21年4月16日告示済みベース）

市町村数：783市788町189村（計1，760）

うち人口1万人未満（平成17国調）：471市町村（うち合併済み30）

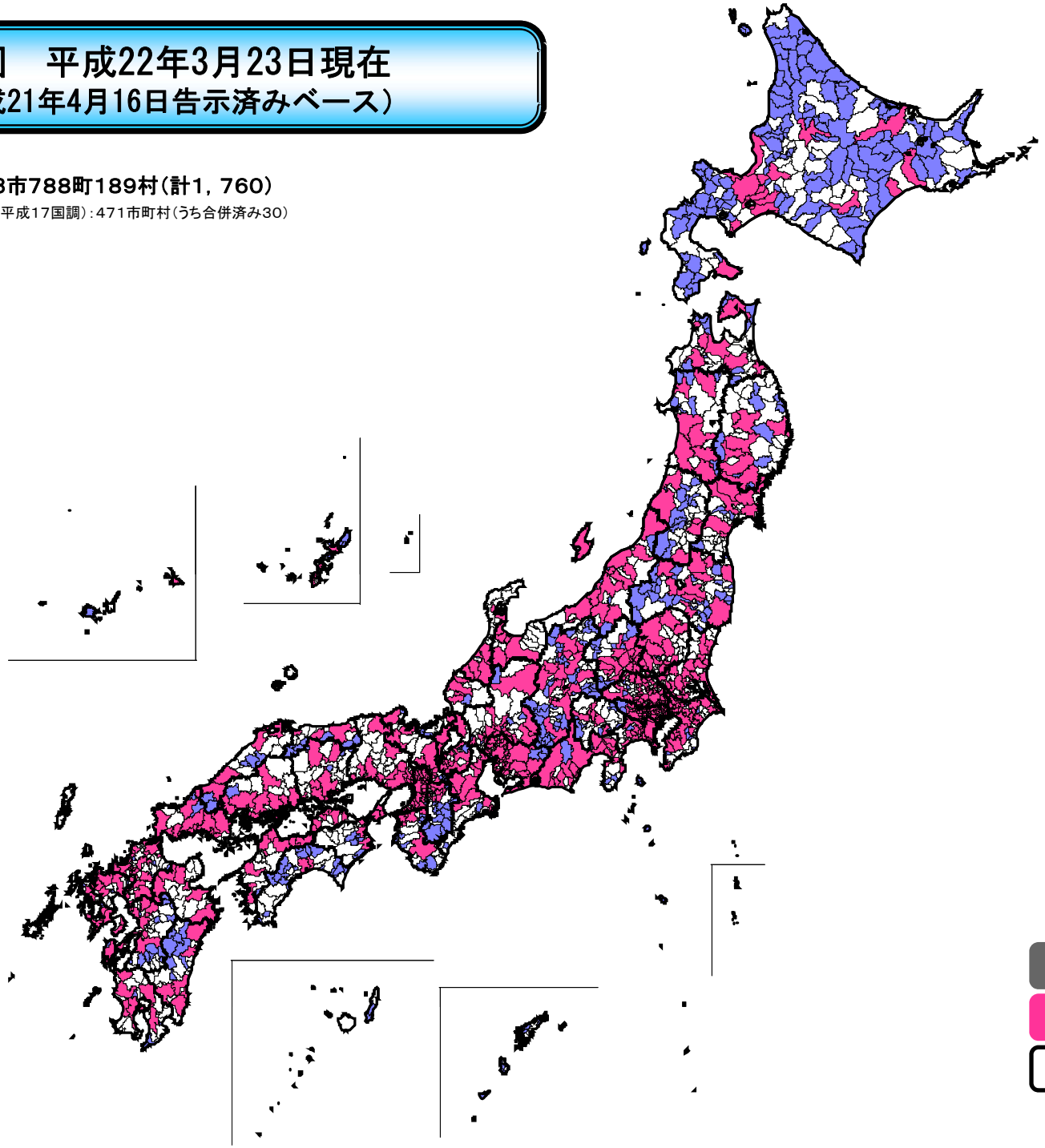

1万人未満
5万人以上
上記以外

地方制度調査会における議論

第２７次地方制度調査会答申（抄）（15.11.13）

② 合併困難な市町村に対する特別の方策

イ 合併に関する新たな法律の下でも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、合併の進捗状況や市町村の具体的ニーズを踏まえ、基礎自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについて検討を進める必要がある。

ウ また、そのような状況にある市町村については、組織機構を簡素化した上で、法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。この場合において、都道府県は当該事務を自ら処理することとするほか、近隣の基礎自治体に委託すること等も考えられる。

◎　今後の対応方策

○　大都市部の課題への対応

【論点】

○　大都市部の市町村が抱える特別の課題への対応をどう考えるか。

【考え方】

○　大都市部では、今後、急速な高齢化や公共施設の老朽化とそれに伴う財政負担の急増が見込まれるのではないか。

○　大都市部では市街地が市町村の境界を越えて連なっており、日常生活圏が行政区域を越えて大きく広がっている。これは地方自治の理念としての近接性の原理や受益と負担の一致の観点から見て問題があるのではないか。

○　大都市地域では、母都市と周辺地域との間で公共サービスのスピルオーバーなど外部経済性が発生している。日常生活圏に対応した行政サービスが適切に供給される枠組みが望ましく、市町村合併や広域連携が模索されるべきではないか。

○　大きくなる都市の内部に自治の構造が必要であり、地域自治組織や地域コミュニティのあり方の検討が必要ではないか。

○　大都市部における市町村合併の受け皿として、政令市の行政区のような仕組みの検討も必要ではないか。

大都市部の市町村の特徴について

○ 市街地が市町村の境界を越えて連なっており、住民の日常的な生活圏は行政区域を越えて大きく広がっていると考えられる。

○ 現時点の高齢化率は、その他の地域と比較して低い状況にあるが、今後、他の地域と比較して高齢者人口が急速に増加することが推計される。

○ 主要な財政指標について見ると、現時点では、大都市部の市町村はその他の地域の市町村と比較し、財政状況が良好である。

大都市部とその他の地域の市町村の比較

［大都市部とは、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼部除く）、神奈川県、愛知県、大阪府をいう。］

	大都市部	その他の地域
平均面積	66．9km²	238．0km²
平均人口	143，455人	52，209人
平均人口密度	2，145．5人/km²	219．4人/km²
高齢化率（H17）	17．4%	21．8%
高齢化率（H47）（※）	29．9%	28．6%

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」より作成。

大都市部の市町村の現状

	平均人口（人）（※1）	平均面積（km²）（※2）	平均人口密度（人/km²）	高齢化率（%）（※1）	財政力指数（市町村平均）（※3）	実質公債費比率（%）（※3）	不交付団体数（※4）
市町村全体	66,973	208.8	320.7	20.3	0．53	15．1	177
大都市部	143,455	66.9	2,145.5	17.4	0．89	12．7	107
埼玉県	100,775	54.2	1,857.7	16.4	0．81	13．1	11
千葉県	108,151	92.1	1,174.5	17.6	0．77	14．6	14
東京都（※5）	135,274	38.7	3,498.8	17.8	0．99	11．4	17
神奈川県	266,412	73.2	3,639.1	16.9	1．05	12．1	23
愛知県	118,930	84.6	1,405.0	17.3	1．05	10．4	37
大阪府	205,050	44.1	4,646.2	18.7	0．78	14．4	5
その他の地域	52,209	238.0	219.4	21.8	0．47	16．4	70

※1　平均人口及び高齢化率は、平成17年国勢調査人口を用いて算出した。
※2　平均面積は、「全国市町村要覧（平成20年版）」を用いて算出した。
※3　平成18年度決算に基づく値である。
※4　平成20年度普通交付税の算定による。
※5　東京都23特別区は除いた値である。

大都市部の市町村における高齢者人口の急増

○ 大都市部における高齢者人口の伸び率は、その他の地域における高齢者人口の伸びを大きく上回る。特に、75歳以上人口において顕著である。

東京都多摩市

日本最大規模のニュータウンである多摩ニュータウン（1971年入居開始）を有する。

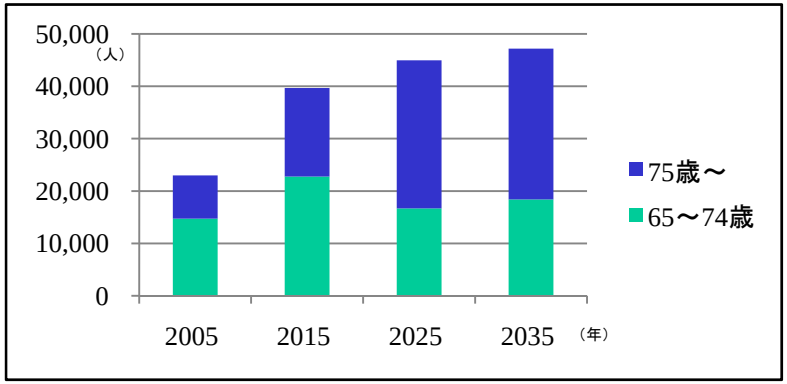

＜2005年と2035年の高齢者人口伸び率比較＞

・65歳以上：2．1倍　・75歳以上：3．5倍

千葉県八千代市

八千代台団地（1956年入居開始）など5つの大規模住宅団地を有するベッドタウン。

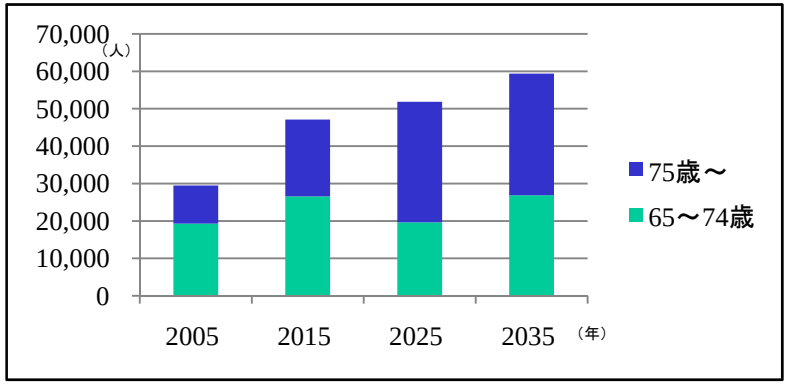

＜ 2005年と2035年の高齢者数伸び率比較＞

・65歳以上：2．0倍　・75歳以上：3．2倍

山形県鶴岡市

東京都多摩市と同程度の人口規模を有する。

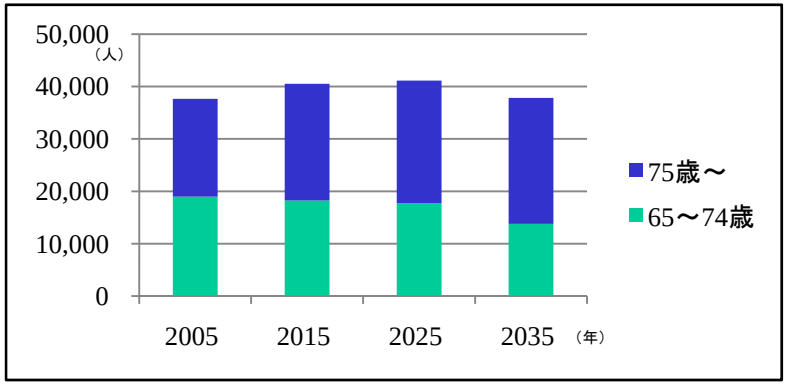

＜ 2005年と2035年の高齢者数伸び率比較＞

・65歳以上：1．0倍　・75歳以上：1．3倍

島根県大田市

過疎地域自立促進特別措置法の「過疎地域」に該当する。

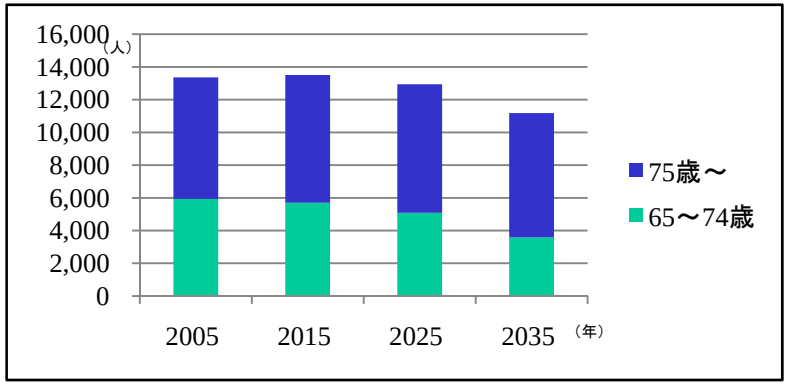

＜ 2005年と2035年の高齢者数伸び率比較＞

・65歳以上：0．8倍　・75歳以上：1．0倍

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」より作成

老朽化した公共施設の更新に伴う財政負担の増加

○ 大都市部においては、人口急増期（昭和30～40年代など）に集中的に整備した公共施設が一斉に更新時期を迎えるため、老朽化した公共施設の更新に伴う財政負担が急増する。

社会資本の維持更新費の推計（東京都）

○ 東京都が管理する社会資本全体の維持更新費の推計結果をみると、2010年代以降、財政負担が急増する見込みとなっている

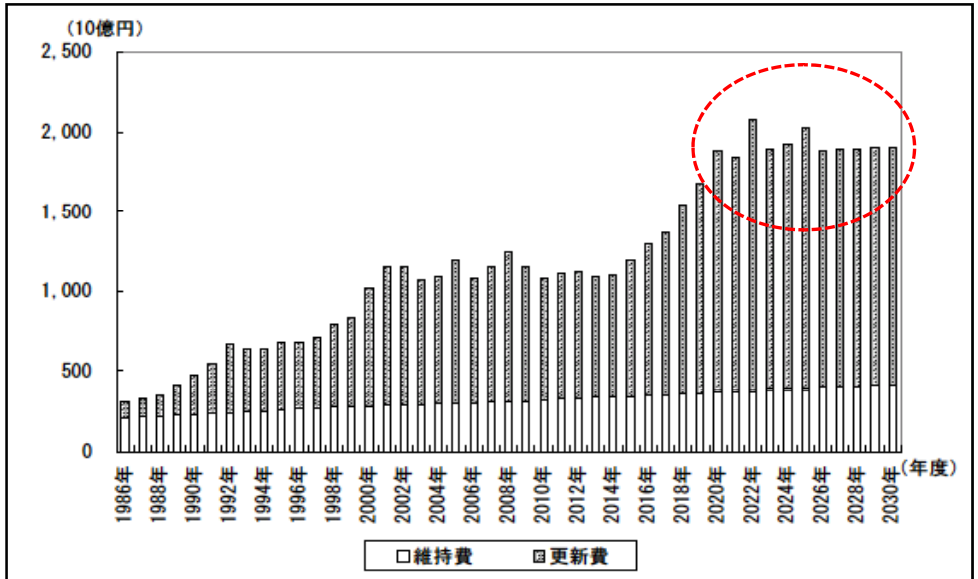

注１： 金額は全て 95 年度価格。
注２： 金額は過去(1986～1996 年度)も含め全て推計値。

（出典）東京都「東京都が管理する社会資本の維持更新需要額の将来推計」（平成10年7月）

◎　今後の対応方策

○　小さな自治への対応

【論点】
○　住民自治や住民と行政の協働という観点から地域自治区制度についてどのように考えるか。
○　地域コミュニティの活動についてどのように考えるか。

【考え方】
○　住民自治や住民と行政の協働については、地域の自主的かつ多様な取組が基本であり、全て制度的に対応するのではなく、地域の実情に応じて対応されるという観点が重要ではないか。

○　地域の実情に応じて住民自治を拡充していくという観点からすれば、地域自治区制度については、市町村のある特定の地域だけに設置できることとすることについて検討すべきではないか。

○　地域協議会の構成員を公選により選任することについては、長の附属機関である地域協議会と直接選挙された長や議会との関係のあり方、現行制度で地域協議会の構成員の選任については多様な意見が適切に反映されるよう配慮するものとされていることなどから慎重に検討すべきではないか。

○　地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、経済活動も含めた地域コミュニティの活性化が図られることが重要ではないか。

地域自治区制度

※　平成16年の地方自治法改正により創設

趣旨等	・住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見をとりまとめる地域協議会と住民に身近な事務を処理する事務所を置くもの。 ・市町村に地域自治区を置く場合、当該市町村の全域に置かなければならない。（合併時は例外） ・住居表示に地域自治区の名称を冠することとはされていない。（合併時は冠する） ・法人格なし。
地域協議会の権限	・条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等について市町村長が意見聴取／市町村長等に対する意見具申権。 （重要事項の例） ・　区域内の公の施設の設置及び廃止 ・　区域内の公の施設の管理のあり方 （意見を述べることができる事項の例） ・　地域福祉に関する事項 ・　地域の環境保全に関する事項
地域協議会の構成員	（選任） ・地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任。多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 （任期） ・４年以内において条例で定める期間。
設置期間	・制限なし。 （合併時は、合併協議で定める期間）
事務所	・あり。市町村の事務を分掌するとともに地域協議会の事務を処理。 ・事務所長にかえて、区長を置くことはできない。（合併時は可）
予算編成権	・なし。市町村において地域自治区に係る予算を措置。

地域自治区の概況

	一　般　制　度
設置団体数	17団体 （123自治区）
設置期間	大半の団体で設置期間を設けていない。
条例に定める市町村の施策に関する重要事項であって、地域協議会の意見を聴かなければならない事項	・ 市町村の基本構想の作成等に関する事項： 51% ・ 各種公的施設の管理に関する事項： 24% ・ 町村建設計画（合併市町村基本計画）の変更に関する事項： 20% ・ 市町村建設計画の執行状況に関する事項 ： 20% ・ 予算編成に関する事項： 11%

※　平成19年10月1日時点。

（参考）地域協議会の意見を聴かなければならないとされている（重要）事項の例

- **岩手県花巻市**
  - 建設計画に関する事項
  - 基本構想及び総合計画に関する事項
  - 各種地域計画に関する事項
- **秋田県横手市**
  - 建設計画に関する事項
  - 基本構想に関する事項
  - 地域振興のための基金の活用に関する事項
  - 地域づくり予算の協議及び執行に関する事項
- **千葉県香取市**
  - 基本構想等（建設計画を含む。）のうち、その区域に係る重要事項（予算を含む。）
  - 区域内の公の施設の設置及び廃止に関する事項
  - 区域内の組織及び機構の重要な変更に関する事項
- **山梨県甲州市**
  - 甲州市まちづくり計画の変更に関すること
  - 基本構想及び総合計画その他これらに準ずる計画の作成又は変更に関する事項

地域協議会の構成員の状況

	一　般　制　度
構成員属性	構成員の約70%が「公共的団体等を代表する者」。公募については、全体の約10%。
構成員定数	15名～20名としているものが約70%。

※　平成19年10月1日時点。

（参考）地域協議会の構成員を推薦する公共的団体の例

自治会連合会	自治公民館連絡協議会	地区体育会連合会
民生児童委員協議会	消費者団体連絡協議会	商工会
老人クラブ連合会	消防団本部	振興会
地域婦人会連絡協議会	農業協同組合	青少年育成協議会
PTA協議会	農政推進協議会	地区社会福祉協議会
子ども会育成連絡協議会	漁業協同組合	保育所・幼稚園関係団体

第２７次地方制度調査会答申の概要（地域自治組織関連）

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成15年11月）（抄）

第１　基礎自治体のあり方

４　基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

○　住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべき。

○　地域自治組織のタイプとしては、一般制度として行政区的なタイプ（法人格を有しない。）を導入すべきであるが、市町村合併に際し、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）を設置できることとすることが適当。

○　地域自治組織には、地域協議会（仮称）、地域自治組織の長及び事務所を置く。

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任。

地域協議会の構成員は、原則として無報酬。

○　地域自治組織（一般制度）は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有する。

区域をはじめ基本的な事項は、基礎自治体の条例で定める。

基礎自治体の長が地域協議会の構成員を選任するに当たっては、地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要。